

緑施策の新展開 現行施策一覧

I まもる				地域分類						
No.	事業名	所管局	事業概要	1 多摩 森林 保全	2 武蔵 野の 自然	3 区部 自然 共生	4 セン ター コア	5 東京 湾	6 伊豆 諸島	7 小笠 原
①開発規制										
1	開発許可制度	環境局	・自然保護条例に基づく開発許可制度により、自然環境に及ぼす影響が大きい開発行為を対象として、一定量の緑地の確保など、自然環境の保全に配慮した開発となるよう規制を行う。【実P】	○	○	○	○	○	○	○
2	林地開発許可	環境局	・地域森林計画の対象となっている民有林で改変する区域が1haを超える開発行為を行う場合、森林の適正な利用を確保するために開発の許可及び指導監督を行う。	○	○				○	○
②地域指定による保全										
3	「緑確保の総合的な方針」の策定・推進	都市整備局	・都と区市町村とが合同で策定した「緑確保の総合的な方針」に基づき、既存の緑の保全及び新たな緑の創出を推進する。また、「緑確保の総合的な方針」に提示した施策の具体化を推進する。【緑P】【実P】 ・「丘陵地の緑の保全方針（仮称）」を策定し、都と市町が連携して、丘陵地の緑を保全する。【緑P】【実P】	○	○	○	○	○		
4	特別緑地保全地区の指定促進	都市整備局	・民有地の緑の保全に有効な「特別緑地保全地区」の指定促進を行う。そのために区市町村に対して、当該制度の周知や買取対策等を支援していく。【緑P】【実P】	○	○	○	○	○		
5	保全地域の指定促進	環境局	・山林や丘陵地に残る樹林や谷戸など、都内に残された貴重な自然地を保全地域として指定し、保全計画を策定するとともに、指定地域内における建築物の新築・増改築等の行為を制限する。【緑P】【実P】 ・多様な生物の生息生育地として高いポテンシャルを持つ保全地域の生物相を把握した上で、生物多様性の保全の観点から管理手法を見直し、実効性の高い希少種・外来種対策を実施する。【緑P】【実P】	○	○					
6	自然公園制度	環境局	・優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする自然公園の保護と利用の両立をはかっていく。 ・自然環境の大切さや魅力を実感、体感できるように、学びと体験の場の創出を図り、情報を発信していく。	○	○				○	○
7	小笠原世界自然遺産の保全	環境局	・地域連絡会議、科学委員会など関係機関が連携して、順応的な保全・管理を行い、独自の進化を遂げた島しょ生態系を有する小笠原世界自然遺産の価値を保全していく。【実P】							○
8	鳥獣保護制度	環境局	・狩猟による捕獲を禁止する鳥獣保護区の指定を通じて、野生鳥獣の保護繁殖を図る。	○	○	○	○	○	○	○
③農地保全										
9	「農の風景育成地区」の指定推進	都市整備局	・農地や屋敷林等がまとまって残る地域を「農の風景育成地区」として指定し、都市計画制度などの活用により、「農のある風景」を保全、育成していく。【実P】	○	○	○				

緑施策の新展開 現行施策一覧

I まもる				地域分類						
No.	事業名	所管局	事業概要	1 多摩 森林 保全	2 武蔵 野の 自然	3 区部 自然 共生	4 セン ター コア	5 東京 湾	6 伊豆 諸島	7 小笠 原
10	生産緑地地区指定の促進	都市整備局	・都市の農地保全に向けて、生産緑地地区の指定拡大のため、面積要件の引き下げなどを国に提案要求するとともに、区市との連携により生産緑地地区の指定を促進していく。【緑P】		○	○				
11	緑を守る都市と農業の共生プロジェクトの推進	産業労働局	・都民、農業者及び自治体が連携して行う、都民の暮らしとまちづくりに農業・農地を活かすための取組を、都が支援し、都市と農業・農地が共生するまちづくりを実現することで、貴重な都市農地の保全を図る。【緑P】【実P】	○	○	○				
④森林保全										
12	花粉を削減し針広混交林化を促進する花粉対策事業（枝打ち事業）	環境局	<花粉の削減と針広混交林化の促進> 森林再生事業の実施から数年後に枝打ちを行い、直接花粉を除去するとともに公益的機能を向上させる。【緑P】【実P】	○	○					
13	森林の公益的機能を回復させる多摩の森林再生事業	環境局	・森林所有者との協定に基づく間伐の実施により、土砂流出防止など公益的機能を向上させる。【緑P】【実P】	○	○					
14	森林保全巡視	環境局	・保安林や入山者の多い森林を対象に、無許可伐採や盗掘などの違反行為に対する監視、指導及び山火事の予防の普及啓発を行うために巡視活動を行う。	○	○					○
15	森林病害虫等防除	環境局	・防風、防潮など公益的機能が高い松林や景観の維持及び保健休養のために重要な松林を松くい虫の被害から守るため、森林病害虫等防除法に基づき、防除事業に助成する。 ・島しょにおけるエダシヤク類等の防除事業に対し助成する。	○	○					○ ○
16	ニホンジカ保護管理	環境局	・農林業への被害、自然植生の消失や土砂流出をもたらす奥多摩の森林で急増したシカによる食害を防ぐため、平成23年度に鳥獣保護法に基づく「東京都シカ保護管理計画」を策定し、生息密度の把握や隣県との連携など取組を進めていく。	○						
17	保安林の適正管理	産業労働局	・水源のかん養や土砂の流出防止など、公益的機能の高い森林を保安林として指定するとともに、適正な管理を通じて、良好な森林を保全していく。 平成20年度末現在約18,729haを指定している（国有林を含む。）。【緑P】	○	○					○ ○
18	わたしの森づくり事業	産業労働局	・八王子市裏高尾の木下沢（こげさわ）都有保健保安林で、NPO等民間団体との協働による森づくりを実施【緑P】	○						
19	企業の森	産業労働局	・企業や団体、森林所有者、公益財団法人東京都農林水産振興財団の三者で森林整備に関する協定を締結し、企業や団体の協賛により「花粉の少ない森づくり」を進めていく。現在まで17企業等と締結（平成23年12月末時）【緑P】【実P】	○						

緑施策の新展開 現行施策一覧

I まもる						地域分類						
No.	事業名	所管局	事業概要	1 多摩 森林 保全	2 武蔵 野の 自然	3 区部 自然 共生	4 セン ター コア	5 東京 湾	6 伊豆 諸島	7 小笠 原		
20	スギ花粉発生源対策	産業労働局	<ul style="list-style-type: none"> ・スギ林を花粉の少ないスギや広葉樹へ樹種転換 ・スギ林の伐採と花粉の少ないスギ等の植栽と保育(主伐事業) ・スギ林の小面積の伐採と広葉樹の植栽(色彩豊かな森事業) ・多摩産材の需要拡大を図るほか、作業道や木材加工施設等の整備を通じて東京の林業を再生し、森林の伐採・育成が自立的に促進【緑P】【実P】 ・「花粉の少ない森づくり運動推進委員会」を中心に、都民・企業・NPOなどの支援による森づくりを進める。【緑P】【実P】 	○								
21	森林の循環再生プロジェクト(多摩産材安定供給対策)	産業労働局	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採、木材の利用、植樹、樹木の育成という森林循環を回復させるため、林道などの基盤整備や林業の集約化などを行うモデル事業を実施する。【緑P】【実P】 	○								
22	水道水源林の適正管理	水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した河川流量の確保及び小河内貯水池の保全を図るため、良好な水道水源林の保護、育成を行う。 ・平成22年度末現在、水道水源林面積は21,631haである。【緑P】 	○								
⑤水質の保全												
23	水質汚濁の防止対策	環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法に基づく「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(東京湾)」に定められた東京都の削減目標量を達成するため総量削減計画を掲げ対策を講じる。 ・東京湾の水質の保全と水辺の利用の快適性を確保するため、環境確保条例により、中央防波堤内側水域における小型船舶から排出されるし尿の適正処理について指導等を行う。 						○			
24	公共用水域の水質監視	環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・水質測定計画(水質汚濁防止法第16条)を策定し、これに基づき、東京都、国土交通省、八王子市及び町田市は、都内の河川(105地点)、海域(51地点)、湖沼(2地点)及び地下水の水質汚濁状況の常時監視(同法第15条)を実施する。 	○	○	○	○	○				
25	河川における汚泥しゅんせつ	建設局	<ul style="list-style-type: none"> ・水質を改善するため、川底に堆積している汚泥をしゅんせつにより除去する。【実P】 				○					
26	港湾区域における汚泥しゅんせつ	港湾局	<ul style="list-style-type: none"> ・水質を改善するため、運河に堆積している汚泥をしゅんせつにより除去する。【実P】 						○			
⑥水辺環境の回復												
27	湧水の保全	環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・湧水地点を土地の改変から守り、雨水浸透を着実に実施するなどして、生きものの生息環境としての湧水地点の積極的な保全策を実施する。 	○	○	○	○	○	○	○		
28	多摩川水量確保対策	環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・羽村堰における水道原水の取水による、非かんがい期(9月21日から5月19日まで)の、堰下の河川水量減少に対応し、多摩川の水量確保と水質改善を目的として、羽村堰から毎秒2立米を放流する。 		○	○	○					
29	東京都内湾水生生物調査等の実施	環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・東京湾の水環境の改善や、中小河川等における自治体、都民、NPO等との連携による水生生物の保全対策を促進するため、水生生物調査を行う。【実P】 	○	○	○	○	○				

緑施策の新展開 現行施策一覧

I まもる		地域分類								
No.	事業名	所管局	事業概要	1 多摩 森林 保全	2 武蔵 野の 自然	3 区部 自然 共生	4 セン ター コア	5 東京 湾	6 伊豆 諸島	7 小笠 原
30	清流復活事業	環境局	・野火止用水、玉川上水、千川上水に流域下水道本部多摩川上流水再生センターの高度処理水を導水する事業を実施する。【実P】 ・区部においては、水源の枯渇した渋谷川・古川、目黒川、呑川について、水量の確保と水辺環境の回復を目的として、下水道局落合水再生センターの高度処理水を導水する事業を流域の関係区と協力して実施する。【実P】		○	○	○			
31	野川自然再生事業	建設局	・都立武蔵野公園内にある野川第一、第二調節池及びその周辺の野川において、湿地環境の再生・保全等を行っている。		○					
⑦希少種対策										
32	東京都レッドリスト改定	環境局	・東京に生息・生息する野生生物について個々の種の絶滅の危険度を評価するとともに、絶滅のおそれのある種を選定し、リスト化することにより、希少種保護を図る。	○	○	○	○	○	○	○
33	小笠原世界自然遺産エリアにおける希少種の保全	環境局 建設局	・関係機関と連携してアカガシラカラスバトの域外保全やオガサワラシジミの域内保全と域外保全など希少種の保護増殖を進める。【実P】							○
34	都立動物園・水族園における野生動物の保全	建設局	・都立動物園・水族園において、野生動物の生息域外保全、生息域内保全、普及啓発を行う（アカガシラカラスバト、オガサワラシジミ、東京都産メダカなど）。	○	○	○	○	○		○
⑧外来種対策										
35	キョン防除事業	環境局	・大島で繁殖する特定外来生物のキョンの根絶に向けて捕獲を実施する。							○
36	外来種・移入種対策	環境局	・既に移入が確認されている外来種のうち、生態系に与える影響が大きな種の駆除について、都、区市町村、NPO等が連携して取り組めるよう、外来種の生息状況や駆除の必要性について情報を共有できる仕組みを検討していく。【実P】 ・新たな移入を未然に防ぐため、飼えなくなったペットを野外に逃がすような意図的な外来種の放逐が生態系に及ぼす影響について、広く意識喚起をしていく。	○	○	○	○	○	○	○
37	小笠原世界自然遺産エリアにおける外来種・移入種対策	環境局	・小笠原諸島における世界自然遺産の価値を守るため、父島におけるノヤギの排除や、全入島者に対する靴底洗浄を実施するとともに、関係機関と連携し、エリア全域における新たな外来種・移入種の侵入防止対策を講じる。【実P】							○
⑨自然保護活動										
38	都レンジャー制度	環境局	・東京の貴重で豊かな自然を守るため、不法行為の防止や利用マナーの向上に取組む東京都レンジャー（平成24年4月1日現在多摩12名・小笠原7名）とその補佐をするサポートレンジャー（平成22年4月30日現在128人登録）により、盗掘や密猟など禁止されている行為について広く普及啓発するとともに、盗掘行為の監視などの取組を行っている。【緑P】	○						○
39	緑のボランティアポータルサイトの構築	環境局	・都及び監理団体等の緑に関するボランティア情報を一元化して都民に提供することにより、様々な都民の緑づくりに向けた活動意欲に効果的に対応する。【緑P】	○	○					

緑施策の新展開 現行施策一覧

I まもる				地域分類						
No.	事業名	所管局	事業概要	1 多摩 森林 保全	2 武蔵 野の 自然	3 区部 自然 共生	4 セン ター コア	5 東京 湾	6 伊豆 諸島	7 小笠 原
40	緑のボランティア登録制度	環境局	・緑に関するボランティア活動をしてみたい個人と、受け入れを希望する団体を登録し、マッチングを行う。 ・登録者に対して、都が主催して体験実習などを実施する（平成22年度末時点で787名、66団体が登録）。【緑P】	○	○					
41	緑のボランティア活動に関する指導者等育成講座	環境局	・緑地保全や自然観察などの知識・技術を持ち、個人の方やボランティアグループなどの求めに応じて指導や助言を行える人材の育成を目的として、講習の実施、指導者認定を行う（平成22年度末時点で494名を認定）。【緑P】	○	○					
42	東京グリーンシップ・アクション	環境局	・企業・NPO等と行政が連携して、保全地域で自然環境保全活動を実施する（平成22年度は32の企業等が59回の活動を実施）。【緑P】	○	○					
43	東京グリーン・キャンパス・プログラム	環境局	・大学と行政が協定を結び、大学生に緑の保全に対する関心の喚起や行動力の醸成を促す（平成22年度は、3校と協定を締結し活動）。【緑P】		○					
44	保全地域ボランティア	環境局	・保全地域において市民団体等が草刈り、間伐等の保全活動を実施する（平成22年度は、30地域で、24団体が活動）。【緑P】	○	○					
45	自然公園ボランティア	環境局	・国立・国定公園内における自然教室の企画運営、清掃・美化活動等を実施する（平成22年8月末時点、奥多摩、御岳、高尾の各地域で160人が登録）。【緑P】	○	○					
46	多摩の森・大自然塾	環境局	・多摩地域の森林で、森林ボランティア活動を推進するNPOと協働して、森林の整備を進めるとともに、ボランティア活動に積極的、継続的に参加する人材を育成する。【緑P】	○						
47	鳥獣保護員制度	環境局	・鳥獣保護業務の円滑な推進を図る鳥獣保護員を任命し、狩猟取締、鳥獣関係調査、立入検査、保護思想の普及啓発などの活動を行う（平成23年度現在62名）。	○	○	○	○	○	○	○
48	都民との協働（都立公園予定地）	建設局	・都立公園の公園予定地において、雑木林などの維持管理を実施【緑P】		○					
49	都立公園ボランティア（植生管理）	建設局	・丘陵地公園など都立公園において、雑木林の管理や希少種の保全など自然環境の保全作業を行う。		○	○	○	○		
50	多摩川水源森林隊	水道局	・荒廃が進む多摩川上流域の民有人工林を緑豊かな森に再生するとともに、水道事業における森林保全の重要性について理解を得るため、ボランティア主体による植栽・下刈・間伐・枝打などの森林保全活動と住民参加による学習活動を実施。平成22年度実績では、森林保全活動を136回、学習活動を3回実施。平成22年度末時点で、登録者854名【緑P】【実P】	○						

緑施策の新展開 現行施策一覧

Ⅱ つくる				地域分類						
No.	事業名	所管局	事業概要	1 多摩 森林 保全	2 武蔵 野の 自然	3 区部 自然 共生	4 セン ター コア	5 東京 湾	6 伊豆 諸島	7 小笠 原
①グリーンロード・ネットワークの充実										
51	緑の拠点をつなぐ「グリーンロード・ネットワーク」の形成・充実	建設局	・都民が緑豊かな街路樹を実感できるよう、街路樹を集中的に整備するモデル地区を設定（区部5地区、多摩部9路線） 美しい街路樹を作るためのせんだいの工夫や都民との協働による街路樹の管理・育成を実施【緑P】【実P】		○	○	○			
52	緑のネットワークの拠点となる都市公園の着実な整備	建設局	・良好な自然の保全や緑の骨格を形成する都立公園の整備及び身近な緑の拠点となる区市町村立公園の整備と支援強化の推進【緑P】【実P】		○	○	○	○	○	○
53	多様な生物が生息する都立公園の整備	建設局	・都立公園における生物多様性の保全について課題を整理し、取組の方向性を検討する。【実P】		○	○	○	○		
54	街路樹の充実と連携した緑の拠点整備	建設局	・公園と道路が一体となった緑あふれる魅力的な空間を創出【緑P】【実P】		○	○				
55	都民との協働による街路樹の育成、管理	建設局	・植樹帯の維持管理作業への住民参加の機会を確保し、都民との協働による植樹帯の管理・育成を行う。【緑P】		○	○	○			
56	魅力ある水辺空間の創出（水辺空間の緑化の推進）	建設局	・整備済の河川や、堤防、護岸等の整備に合わせ、水辺を快適に散策できるよう、堤防、管理用通路などを緑化する。【緑P】【実P】	○	○	○	○			
57	海の森公園等の海上公園の整備	港湾局	・東京の成長過程で失われた、水と緑に囲まれた都市空間を再生するとともに、美しい都市景観を創出し、東京の価値を更に高めるため、海の森公園を中心とした海上公園の整備を4つの柱により進める。 ①海の森公園の整備推進 ②海の自然再生 ③臨海副都心のまちづくり ④新しいネットワーク形成【緑P】【実P】						○	
58	海の森苗木づくりボランティア	港湾局	・海上公園の苗圃では参加した個人が、会社敷地や庭などでは企業や市民団体、小学校が、海の森植樹用の苗木づくりを実施【緑P】【実P】						○	
59	海の森剪定枝葉堆肥化事業	港湾局	・都内の公園や街路樹のせん定枝葉から、海の森の土づくりに使用する堆肥をつくる事業を民間団体と協働で実施し、無償で堆肥を海の森へ供給【緑P】						○	

緑施策の新展開 現行施策一覧

Ⅱ つくる				地域分類						
No.	事業名	所管局	事業概要	1 多摩 森林 保全	2 武蔵 野の 自然	3 区部 自然 共生	4 セン ター コア	5 東京 湾	6 伊豆 諸島	7 小笠 原
60	海上公園ボランティア	港湾局	・海上公園の維持管理、美化清掃、自然観察教室等を通じた緑の環境保全啓発活動、海浜の清掃等を実施。平成22年度末現在、3団体、約140名が登録。【緑P】					○		
61	臨海地域における街路樹の充実	港湾局	・海からの風を呼び込むため、臨海部から都心部の緑の拠点を臨港道路等の街路樹で結ぶグリーンロード・ネットワークを東京港内で形成していく。【緑P】【実P】					○		
62	緑の水辺空間ネットワークの創出	港湾局	・東京港の運河空間における緑化の推進【緑P】【実P】					○		
63	環境軸の形成	都市整備局	・道路整備などにあわせてまちづくりにより、広がりや厚みのある緑の創出を図る。 ・緑と一体となった良好な街並みの形成を図る。 ・環境軸推進地区の4地区（府中所沢線、調布保谷線、新青梅街道、白子川）において環境軸推進計画書の作成を進める。【緑P】【実P】		○	○	○	○		
②校庭芝生化										
64	緑の学び舎づくり補助事業	環境局 教育庁	・緑化をはじめ、ヒートアイランド対策、子供の体力向上などを行うため、公立小中学校の校庭芝生化を推進する。整備費及び専門的な維持管理経費の補助と併せて、屋上・壁面の緑化により、地域における緑化推進拠点、多様な生物の生息、立ち寄り場所としての緑を創出する。【緑P】【実P】	○	○	○	○	○	○	○
65	公立幼稚園への芝生化の展開	環境局 教育庁	芝生化モデル事業を実施 ・園庭芝生化整備補助 ・専門的維持管理経費補助 ・モデル事業の実施状況を検証【緑P】【実P】	○	○	○	○	○	○	○
66	校庭グリーンキーパー派遣、芝生リーダー育成	環境局 教育庁	・芝生化の事前相談、芝生の生育相談等に対して、専門家を現場に派遣する。【緑P】【実P】 ・芝生リーダー養成のため、保護者、教育、地域住民など、日常的に携わる人を対象に講習を実施する。【緑P】【実P】	○	○	○	○	○	○	○
67	東京芝生応援団の活動の強化	環境局 教育庁	・企業・団体等からなる東京芝生応援団が校庭芝生化の広報、作業ボランティアの派遣、維持管理に必要な物品の提供などを通じて、学校や地域を支援する。【緑P】【実P】	○	○	○	○	○	○	○
68	校庭芝生化に関する広報・普及啓発	環境局 教育庁	・芝生化推進ニュースレターの配布【緑P】【実P】 ・芝生の良さや維持管理作業を体験してもらうために、芝生化未実施校へ芝生を貸し出す芝生出前講座を実施する。【緑P】【実P】	○	○	○	○	○	○	○

緑施策の新展開 現行施策一覧

Ⅱ つくる						地域分類						
No.	事業名	所管局	事業概要	1 多摩 森林 保全	2 武蔵 野の 自然	3 区部 自然 共生	4 セン ター コア	5 東京 湾	6 伊豆 諸島	7 小笠 原		
69	私立学校への芝生化の展開	環境局 生活文化 局	芝生化モデル事業の実施 ・私立幼稚園及び私立学校芝生化整備補助 ・専門的維持管理経費補助 ・モデル事業の実施状況を検証 【緑P】 【実P】	○	○	○	○	○				
70	認可保育所への芝生化の展開	環境局 福祉保健 局	芝生化モデル事業を実施 ・屋外遊戯場芝生化整備補助 ・専門的維持管理経費補助 ・モデル事業の実施状況を検証 【緑P】 【実P】	○	○	○	○	○	○	○		
71	都立学校の環境改善（芝生化）	教育庁	・都立学校の校庭を芝生化することにより、緑あふれる都市空間の形成に寄与する。【緑P】 【実P】	○	○	○	○	○	○	○		
72	地域と連携した校庭の芝生化の取組	教育庁	・公立小・中学校における校庭芝生を活用した、学校と地域が連携した取組に関するモデル事業の実施 【緑P】 【実P】	○	○	○	○	○	○	○		
③緑化計画書制度による緑化												
73	緑化計画書制度	環境局	・自然保護条例に基づき、一定規模以上の敷地における建築物の新築・増改築等に対し、都が定める基準以上の緑化を計画する緑化計画書の提出を義務付け、緑化を誘導する。【実P】	○	○	○	○	○	○	○		
④都市開発諸制度等緑化を推進する取組												
74	「緑確保の総合的な方針」の策定・推進	都市整備局	・都と区市町村とが合同で策定した「緑確保の総合的な方針」に基づき、既存の緑の保全及び新たな緑の創出を推進する。また、まちづくりと連動して重点的に緑の保全・創出を図る取組を開始する。【緑P】 【実P】 ・「界わい緑化推進プログラム」の実施自治体の拡大を図る。【実P】	○	○	○	○	○				
75	「公開空地等のみどりづくり指針」の制度拡充	都市整備局	・「公開空地等のみどりづくり指針」により、都市開発諸制度において創出される公開空地等において質の高いみどり空間を誘導する。【緑P】 【実P】 ・都市のあらゆる空間に良好な緑を創出するため、適用範囲を、現行の都市開発諸制度以外の面的開発等に拡大する。【緑P】 【実P】				○	○				
76	都市開発諸制度における緑化推進策	都市整備局	・都市開発諸制度の適用に当たり、緑化率と割増容積率の設定を連動させて緑の量的な確保を誘導する仕組みに加えて、緑の連続性の確保や屋上、壁面、ベランダなど建築物上への緑化、公開空地の芝生化など、質の高い緑化空間の創出を誘導する新たな仕組みを導入する。【緑P】 【実P】				○	○				
77	民間による自主的緑化の促進	都市整備局	・緑あふれる東京を実現するためには、公共による緑化のみならず、都市開発の機会等を捉え、民間事業者の自主的な緑化を促す取組が必要である。そこで、民間事業者による自主的緑化の働きかけや協力体制の整備を進める。【緑P】 【実P】	○	○	○	○	○	○	○		

緑施策の新展開 現行施策一覧

Ⅱ つくる				地域分類						
No.	事業名	所管局	事業概要	1 多摩 森林 保全	2 武蔵 野の 自然	3 区部 自然 共生	4 セン ター コア	5 東京 湾	6 伊豆 諸島	7 小笠 原
78	市街地整備に併せた緑化の推進	都市整備局	・区画整理事業や再開発事業などの市街地整備により、緑地の保全、創出を促進する。		○	○	○	○		
79	臨海副都心における開発誘導による緑化の推進	港湾局	・緑化率を40%に引き上げた「臨海副都心まちづくりガイドライン」に則り、更なる緑化を促進し、環境負荷の低減を図る。 【緑P】					○		
80	緑化表彰制度	環境局	・緑あふれる東京のまちづくりを目指し、都市空間における質の高い緑化を推進するため、民間事業者による優れた緑化の取組を表彰する。	○	○	○	○	○	○	○
⑤ 都有施設の緑化										
81	未利用都有地の緑化	財務局	・緑化することを条件として未利用都有地を貸し付けることにより、都の事業費を使うことなく民間事業者の資金で、駐車場や自動販売機など貸付敷地内の一定面積の緑地を創出する。 【緑P】 【実P】							
82	都税事務所等の緑化	主税局	・都税事務所の屋上や壁面、駐車場、空スペースを活用し、庁舎の緑化を図る。 【緑P】 【実P】		○	○	○	○		
83	都営住宅の建替に併せた緑地の整備・景観施策等と連携した質の高い緑の創出	都市整備局	・既存都営住宅の建替に伴い、従来以上の緑を創出するとともに、周辺とのみどりのネットワークを形成する。 【緑P】 ・都営住宅建替に伴い支障となる樹木のうち、形姿良好で健康な樹木については、積極的に仮植地を利用して移植を行い、風格ある緑の保全及び活用を図る。 【緑P】 【実P】		○	○	○	○		
84	中防合同庁舎等の緑化	環境局	・中防合同庁舎等の施設の壁面・屋上等を緑化整備する。 【緑P】					○		
85	健康安全研究センターの緑化	福祉保健局	・健康安全研究センターの建替に際し、敷地内緑化等による緑の増加を推進する。 【緑P】				○			
86	子供家庭総合センターの緑化	福祉保健局	・福祉保健・教育・警察が連携して子供と家庭を総合的に支援する「子供家庭総合センター」の新設に当たり、積極的に施設の緑化を推進する。 【緑P】				○			
87	保健所の屋上等緑化事業	福祉保健局	・保健所庁舎建替の際に屋上緑化等を推進していく。当面は、平成26年度完成予定の多摩府中保健所の建替において、緑化に取り組んでいく。 【緑P】		○					

緑施策の新展開 現行施策一覧

Ⅱ つくる						地域分類						
No.	事業名	所管局	事業概要	1 多摩 森林 保全	2 武蔵 野の 自然	3 区部 自然 共生	4 セン ター コア	5 東京 湾	6 伊豆 諸島	7 小笠 原		
88	東京都監察医務院における省エネ・省コストの推進と環境に配慮した施設整備	福祉保健局	・監察医務院の建替えに際し、屋上緑化や敷地内緑化による緑の増加を推進する。【緑P】【実P】				○					
89	都立病院施設等の緑化	病院経営本部	・都立病院における屋上緑化やすき間空間へのプランター設置等により、緑化の推進に寄与する。【緑P】【実P】		○	○	○	○				
90	市場施設・敷地の緑化	中央卸売市場	・市場施設の屋上緑化等を推進する。【緑P】【実P】				○					
91	消防庁舎・消防訓練所における緑の創出	東京消防庁	・消防庁舎・消防訓練場の敷地内に植栽を多用しヒートアイランド対策を実施する。 ・消防隊のほか、地域住民も活用できる防災拠点としての機能を持たせる。【緑P】【実P】			○	○					
92	荒川線沿線の緑化	交通局	・地元自治体等と連携し沿線の緑化を推進する。 ・沿線緑化をPRし、路面電車のイメージアップを図る。【緑P】			○						
93	水道局施設の屋上等緑化	水道局	・浄水場等の水道局施設を対象に屋上等緑化を推進する。【緑P】【実P】			○	○					
94	水再生センター等施設内緑化の拡大	下水道局	・水再生センター施設の屋上や壁面、地上などにおいて、緑化を行う。【緑P】【実P】			○		○				
95	都立学校の環境改善（緑化）	教育庁	・校舎の屋上や壁面等といった空きスペースを活用し、23区内に所在する全ての都立学校において緑化を行い、緑あふれる都市空間の形成に寄与する。【緑P】【実P】			○	○	○				
96	警察署庁舎の緑地スペースの確保	警視庁	・警察署庁舎の新改築に合わせて新庁舎の地上部や屋上などに緑地スペースを確保する。【緑P】【実P】		○	○						

緑施策の新展開 現行施策一覧

Ⅲ 利用する						地域分類									
No.	事業名	所管局	事業概要				1 多摩 森林 保全	2 武蔵 野の 自然	3 区部 自然 共生	4 セン ター コア	5 東京 湾	6 伊豆 諸島	7 小笠 原		
①東京都版エコツーリズム															
97	東京都版エコツーリズムの推進	環境局 産業労働局	<ul style="list-style-type: none"> ・島しょ地域で将来にわたり保護すべき貴重な自然がある地区において、自然の保護と適正な利用を図るため、東京都認定ガイドの同行、利用する区域や経路、利用時期や時間等の適正な利用ルールを定めて行うエコツーリズムを推進する。 ・上記地区において、戦略的な情報発信や観光施設の整備により、自然を将来にわたって持続的に維持するとともに、観光資源として積極的に活用し、地域経済の発展と自然環境保護の調和を図る。 										○	○	
②自然公園の利用															
6	自然公園制度	環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする自然公園の保護と利用の両立をはかっていく。 ・自然環境の大切さや魅力を実感、体感できるよう、学びと体験の場の創出を図り、情報を発信していく。（再掲） 				○	○						○	○
98	都民の森	環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・都民が森林に対する理解を深め、自然に親しむレクリエーション活動を行う場を提供することにより、東京における森林の健全な育成・活用や都民の健康の増進を図り、併せて林業及び地域の振興に役立てるため、檜原都民の森及び奥多摩都民の森の管理運営を行う。 				○								
③都市公園等の利用															
99	はらっぱ東京プロジェクト	建設局	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に関する普及啓発等を都立公園において進めていく。【緑P】 					○	○	○					
100	都立植物園・動物園等における普及啓発	建設局	<ul style="list-style-type: none"> ・都立植物園・動物園等において、個人、団体を対象に、野生動植物や自然環境に関する理解を深めるための幅広い教育普及活動を展開する。（企画展・体験学習・フィールドプログラム・講演会・シンポジウムなど） 				○	○	○	○	○	○	○	○	
101	都立公園ボランティア	建設局	<ul style="list-style-type: none"> ・都立公園において、花壇作り、草刈り、清掃活動、樹林地管理などの維持管理作業や、自然観察会や自然解説などの自然環境に関する普及啓発等を実施【緑P】 					○	○	○	○				
④緑の地産地消															
21	森林の循環再生プロジェクト（多摩産材安定供給対策）	産業労働局	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採、木材の利用、植樹、樹木の育成という森林循環を回復させるため、林道などの基盤整備や林業の集約化などを行うモデル事業を実施する。【緑P】【実P】（再掲） 				○								
102	“東京の緑”地産地消プロジェクトの推進	産業労働局	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の生産供給体制の強化により、公共事業等の緑化を推進するとともに、緑化樹を生産することで農地の保全を図る。 ・新たな街路樹の提案により、あらゆる空間の緑化を推進し、緑豊かな都市の形成を図る。【緑P】【実P】 				○	○	○	○	○				
103	多摩産材の利用拡大	産業労働局	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村や社会福祉法人等が整備する公共施設に対する多摩産材の利用促進とともに、民間の利用を喚起・促進する。また同時に、多摩産材の品質向上と安定生産を図るための供給体制を整備することで多摩産材の信頼を高めつつ利用拡大を進める。【緑P】【実P】 				○								

緑施策の新展開 現行施策一覧

Ⅲ 利用する						地域分類							
No.	事業名	所管局	事業概要				1 多摩 森林 保全	2 武蔵 野の 自然	3 区部 自然 共生	4 セン ター コア	5 東京 湾	6 伊豆 諸島	7 小笠 原
⑤緑のムーブメント													
104	緑の東京募金	環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・都民や企業の関心を街路樹など貴重な緑の存在に向けるとともに、その緑を植え、育て、守る取組への参加を促す、行政との新しい協働の仕組みとして緑の東京募金を行い、緑のムーブメントを展開していく。 ・募金の広報、緑の東京募金実行委員会の運営、緑の東京募金基金への積立などを行い、緑化事業を促進していく。【緑P】【実P】 				○	○	○	○	○	○	○
105	緑の東京募金を活用した「マイ・ツリー～わたしの木～」事業の展開	建設局	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹に募金者の名前とメッセージの入ったプレートを設置するマイ・ツリー事業を継続し、都民と共に街路樹を整備する。【緑P】【実P】 					○	○	○			
106	都民との協働（花守さん等）	建設局	<ul style="list-style-type: none"> ・川辺のテラスでの花壇作り、維持管理活動等を実施。平成23年12月現在、花守さん23団体ほか活動。【緑P】 				○	○	○	○			
107	東京ふれあいロード・プログラム	建設局	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の清掃や植栽の手入れなどの道路美化活動を、地域の住民や企業などの団体等と東京都が協力し合って実施。平成23年12月末現在、124団体、約1万8千人が登録。【緑P】 					○	○	○			
108	全国都市緑化フェアの開催	建設局	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年に都内で全国都市緑化フェアを開催し、緑施策先進都市としてのこれまでの取組を発信すると共に、更に力強い「緑のムーブメント」を展開する契機とする。【緑P】【実P】 				○	○	○	○	○	○	○
109	障害者による地域緑化推進事業	福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が緑の創出に関する事業に従事することを通じてCO₂削減に貢献するとともに、障害者の就労機会の拡大を図る。【緑P】【実P】 				○	○	○	○	○	○	○
110	緑のムーブメントに関わる普及啓発事業	環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・緑に関する各種イベントを開催するとともに、緑のムーブメントをより一層効果的に展開していく。【緑P】【実P】 				○	○	○	○	○	○	○

緑施策の新展開 現行施策一覧

IV 共通事項						地域分類						
No.	事業名	所管局	事業概要	1 多摩 森林 保全	2 武蔵 野の 自然	3 区部 自然 共生	4 セン ター コア	5 東京 湾	6 伊豆 諸島	7 小笠 原		
111	地域と連携した環境政策推進のための区市町村補助制度	環境局	・都内区市町村への波及効果が高く、地域で実施すべき緑化関連施策について、地域ニーズや自然資源等のポテンシャルを有する区市町村を支援することで、地域と連携した緑の創出・保全を加速させる。【緑P】【実P】	○	○	○	○	○	○	○		
112	緑の指標調査	環境局	・デジタル航空写真の判読によって緑の量を測る指標である「みどり率」を、5年ごとに把握する。【緑P】	○	○	○	○	○	○	○		
113	ECO-TOPプログラム	環境局	・自然科学・社会科学・人文科学にまたがった、自然環境に関する幅広い科目と、現場実践につながる演習・実習型科目から構成されるカリキュラムの履修と合わせて、行政・企業・NPOの全てにおいて実施するインターンシップに参加した学生を都が認定することにより、自然環境保全活動を実践できる人材を育成する。	○	○	○	○	○	○	○		